

■□ 第5章 推進体制

1 総合的な推進体制の整備

(1) 市民・地域・事業所・行政の連携と協力

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人一人が、その意義を十分に理解し、自らのこととして、暮らしや働き方、意識を見つめ直し、行動に移していくことが大切です。また、そうした市民一人一人の取り組みとともに、市民が活動し参画していく地域や事業者等の主体的な取り組みも必要です。そのため、本計画の趣旨が、市民や市民団体、事業者等に広く浸透し、それぞれの役割分担のもと、共に連携し、協力し取り組みが進むよう普及・啓発を図ります。

市民の参画は、施策を推進しようとしていく上で大きな力となります。そうした参画が活発に行われるよう機運の醸成を図るとともに、市民からの意見や提言、ニーズを広く収集し、あらゆる施策に反映させていくことも重要です。

また、施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、市民や事業者等、各団体の代表者等で構成する「鹿嶋市男女共同参画推進委員会」に対し、施策の進捗状況を報告するとともに、その評価、進行管理等を行い、意見や提言を踏まえながら、さらなる施策の充実を図ります。

(2) 庁内の推進体制

男女共同参画の推進は、市民生活のあらゆる分野に関わるものであることから、これらを着実に推進するためには、全庁的に行政課題として取り組み、施策の管理と評価を行うことが必要です。進捗状況を毎年把握するとともに、状況の変化に応じた見直しを行います。

(3) 市職員の意識向上

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる施策に男女共同参画の視点が反映されていることが必要です。そのため、全庁を対象にして、管理職及びその他の職員に対する男女共同参画に関する研修の機会を確保します。

また、市役所自身も一事業所として、就業環境の充実を図り、性別にとらわれない個人の評価に基づく登用などポジティブ・アクション(積極的改善措置)を推進するとともに、男女が共に働きやすい環境づくりとして、長時間労働の是正や各種休暇制度の取得率の向上に向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

(4) 国・県・他市町村，関係機関との連携

本計画の効果的な推進を図るため，国・県・他市町村・関係機関や団体等の情報収集に努め，市民等に提供するとともに，連携を図りながら効果的に事業を実施していきます。

2 計画の進行管理

男女共同参画の推進に係る施策は広範囲に及ぶため，「鹿嶋市男女共同参画推進委員会」を中心として，関係各課が連携・調整を図りながら，男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に実施します。

また，それらの施策が確実に推進されるよう，年次評価において，男女共同参画の視点（配慮度評価）を組み込み，「当該年度の事業計画及び実績」「事業目標の達成度」「実施上の課題や反省」等を整理し，委員会にて評価し取り組みの改善に努めるとともに，評価結果をホームページ等で公開します。

あわせて，5年毎の計画見直しの際に，市民意識調査及び計画の総括的な最終評価を実施し，それらをもとに，次期計画の策定につなげていきます。